

私振第2579号
令和7年8月27日

各私立幼保連携型認定こども園
各私立幼稚園型認定こども園
各私立幼稚園

} 設置者様

神奈川県福祉子どもみらい局
子どもみらい部私学振興課長
(公 印 省 略)

令和7年度私立幼稚園等子ども・子育て支援機能向上事業費補助金
交付申請書等の提出について（依頼）

本県の幼児教育の振興につきましては、日頃格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地域の実情に応じた子育て支援のさらなる充実のため、私立幼稚園等の設置者が実施する子ども・子育て支援機能の向上を目的とした事業を行う私立の幼稚園及び認定こども園に対して、補助事業を実施いたします。

つきましては、私立幼稚園等子ども・子育て支援機能向上事業費補助金の申請を希望される園は、交付申請書等をご提出いただくようお願いいたします。

※本事業は令和6年度に交付を受けた園は対象外です。

1 提出書類（各1部 ※控えを園に保管してください）

別添「提出書類及び注意事項」をご覧ください。

2 提出期限 **令和7年10月3日(金)必着**

※提出期限までに提出がない場合は、今年度交付の希望がないものとさせていただきます。

※翌年度まで同様の事業実施を予定しています。

3 提出方法及び提出先

(1) 提出方法：郵送

(2) 提出先：（郵送）〒231-8588（住所省略可）

神奈川県庁私学振興課 助成グループ 永見、星野宛

4 留意事項

(1) 提出書類等の様式は本県ホームページからダウンロード可能です。

【掲載ページ】

神奈川県トップページ > 分類から探す > 教育・文化・スポーツ > 教育 > 私立学校
> 私立学校向け補助金関係のお知らせ > 令和7年度私立幼稚園等子ども・子育て支援機能
向上事業費補助金交付申請書等の提出について

(2) 私立幼稚園等子ども・子育て支援機能向上事業は令和7年4月1日以降の事前着手が認められますので、事前着手届の提出をお願いいたします。(申請園全園提出必須)

(3) 令和7年度事業は、令和8年3月末日までに事業を完了し、事業完了後少なくとも2年間は事業を継続してください。

(4) 申請事業において、財務計算書類の末尾に記載する注記事項の「その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項」として学校法人会計基準で定められている「学校法人の出資による会社に係る事項」若しくは「関連当事者との取引」として記載する必要のある事業者との取引がある場合は、担当者までご相談ください。(社会福祉法人についても、社会福祉法人会計基準に定められている注記事項に基づいた対応をお願いします。)

(5) 神奈川県子ども・子育て基金を財源とするため、基金の執行状況及び各園の申請状況によっては、各園の交付決定額に圧縮が掛かることが想定されますので、あらかじめご了承ください。

5 今後のスケジュール（予定）

令和7年10月3日（金）交付申請書等提出〆切

令和7年11月 交付決定及び実績報告書提出依頼予定

問合せ先

助成グループ 永見、星野

電 話 045-210-1111（内線：3773）

ファクシミリ 045-210-8839

E-mail jyosei.yochien@pref.kanagawa.lg.jp